

むすぶ。ひらく。



中部電力

# 第102期 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2026年6月25日(木曜日)  
午前10時

**場所** 名古屋市東区東桜二丁目6番30号  
ひがしさくら  
東桜会館  
(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

**招集ご通知がスマホでも！**



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

## 目次

第102期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類(議案および参考事項)	9
添付書類	
事業報告	35
連結計算書類	57
監査報告書	59

中部電力株式会社

# 株主のみなさまへ



代表取締役社長  
林 欣吾

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案につきましては、株主のみなさまに多大なご迷惑とご心配をおかけし、信頼を裏切ることとなりましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

本事案は、審査に重大な影響を及ぼすとともに、地域のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさまからの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、同事業の根幹を揺るがす重大な事案であると極めて深刻に受け止めております。

不適切な調達案件に続き、このような事案を発生させたことは、原子力事業者としての適格性を疑われるものであると痛切に感じております。

現在も独立した外部専門家のみで構成される調査委員会による調査が継続しておりますが、当社は、ステークホルダーのみなさまから再び信頼される企業へと生まれ変わるため、先行して改善すべき事項として、「意識・行動の変革」、「組織・組織風土の変革」、「ルール・仕組みの強化」を柱とする取り組みを着実に進めております。

今後、調査委員会による調査結果も踏まえ、このような不適切事案を二度と生じさせることがないよう、さらなる改善策・対応策を検討・立案し、全社を挙げて取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

本事案に関するこれまでの公表内容につきましては、以下をご参照ください。

[https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/compliant\\_newregulatoryrequirements/](https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/compliant_newregulatoryrequirements/)

## ■ 浜岡原子力発電所の基準地震動策定に係る不適切事案への対応状況等

当社は、2026年1月5日、本事案について、透明性・公正性を確保して事実関係および原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、独立した外部専門家のみで構成される調査委員会を設置し、以後、同委員会による調査に全面的に協力しております。

同年3月31日には、経済産業大臣および原子力規制委員会からの報告徴収に対する中間報告として、本事案に関する事実関係および経緯について、その時点で事実として認定・報告できる事項を報告するとともに、それらを踏まえて当社として改善すべき事項について「対応の方向性」として先行的に整理し、報告いたしました。

その後、当社は、「対応の方向性」の実施および具体化に向けた検討を着実に進めており、今後、調査委員会による調査結果も踏まえ、さらなる対応に取り組んでまいります。

### 「対応の方向性」の概要(2026年5月現在)

#### (1) 意識・行動の変革

- ・全役職員が当社の存在意義・パーパスを自らの判断・行動の根幹に据え、コンプライアンスを実践し続けることができるよう、企業理念の実現に向け2026年4月に制定した「行動規範 (Core Values)」を礎とし、全役職員がいかなる場面においても真に正しい判断・行動ができるよう、経営層が率先垂範するとともに、各階層に対する実践的な教育・啓発を継続的に行う。
- ・原子力本部においては、全役職員が、原子力安全に携わる者であるとの自覚のもと、コンプライアンスを最優先に、各々が正しい判断・行動を実践していけるよう、具体的な事例等を用いた教育・研修等を積極的かつ着実に実施する。

#### (2) 組織・組織風土の変革

- ・原子力本部においては、不適切な調達案件を受けて新たに設置した他部門出身の副本部長が、本部全体の業務遂行上の課題を適時に把握し、社長等にも直接報告するとともに、組織の透明性を高めるための風土改革を主導・推進する。
- ・全社的な人事交流の加速、人事評価の多様化等、組織の透明性・心理的安全性を高める人事制度の導入・運用強化に取り組む。
- ・今後の中部電力グループを担う若年層らが、将来の中部電力グループがどうあるべきかについてゼロから検討・提言し、それを踏まえて具体的な施策を展開する。

#### (3) ルール・仕組みの強化

- ・原子力本部において、今後、同様の不適切事案を未然に防ぐとともに、もし再び不適切な業務等が行われるようなことがあった場合にはただちに検知・是正できるよう、同本部の各業務プロセスやルール、チェック機能等の仕組みを総点検し、必要な見直しを行うとともに、積極的に外部の目も取り入れてこれらを強化する。
- ・内部監査において、個人や組織による不正も念頭に置いたうえで、リスクを網羅的に把握するなど、リスク評価の精度を上げるとともに、ルールの妥当性や合理性について評価する。

今後、調査委員会による調査結果をはじめ、本事案について新たにご報告すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

2026年6月4日

# 株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地  
中部電力株式会社  
代表取締役会長 勝 野 哲

## 第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】([https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/))

上記の他、東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置事項を掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※「銘柄名(会社名)」に「中部電力」または「コード」に「9502」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、  
「縦覧書類/PR情報」の順に選択することで、ご確認ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、  
お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(9頁から34頁まで)をご検討くださいませ、**2026年6月24日  
(水曜日) 午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

また、上記の当社ウェブサイトにて報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の  
様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬 具

## 議決権行使について

### 当日ご出席される方へ

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 書面の郵送により 議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書用紙を投函する前に、ログインIDおよび仮パスワードをお控えください。

### インターネット等により 議決権を行使される方へ

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(7頁)をご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 <small>ひがしさくら</small> 東桜会館
3 目的事項	<p><b>報告事項</b> (1) 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  (2) 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b> &lt; 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） &gt;  第 1 号議案 剰余金の配当の件  第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9 名選任の件  第 3 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件  第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件  &lt; 株主（58名）からのご提案（第5号議案から第12号議案まで） &gt;  第 5 号議案 取締役解任の件 (1) 第 9 号議案 定款一部変更の件 (3)  第 6 号議案 取締役解任の件 (2) 第 10 号議案 定款一部変更の件 (4)  第 7 号議案 定款一部変更の件 (1) 第 11 号議案 定款一部変更の件 (5)  第 8 号議案 定款一部変更の件 (2) 第 12 号議案 定款一部変更の件 (6)</p>
4 招集にあたっての決定事項等	<p>(1) 議決権の代理行使  代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p> <p>(2) 議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合の取り扱い  ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、会社提案については賛、株主さまからのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 交付書面から一部記載を省略している事項  電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査等委員会および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」</li> <li>② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</li> <li>③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</li> <li>④ 監査報告書の「会計監査人の監査報告書」</li> </ol> <p>(4) 電子提供措置事項を修正した場合の周知方法  電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。</p>

以上

# 当社株主総会の流れ

## 株主総会開催まで

### 株主総会関係資料のご確認



招集通知

公開中



事業報告の説明動画

公開中



有価証券報告書

2026年6月24日(水)  
(予定)

詳細は当社ウェブサイト [https://www.chuden.co.jp/ir/kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/kabunushi/ir_sokai/)  
へアクセスしご確認ください。

## 株主総会当日

### ご来場される方



2026年6月25日(木)  
午前10時開始

詳細は裏表紙および議決権行使書用紙参照

### ライブ配信をご利用の方



2026年6月25日(木)  
午前10時から株主総会終了まで

詳細は8頁参照

## 議決権を事前に行使する

### 郵送による議決権行使



2026年6月24日（水）午後5時40分  
到着分まで

詳細は議決権行使書用紙参照

### インターネットによる議決権行使



2026年6月24日（水）午後5時40分  
送信分まで

詳細は7頁参照

## 株主総会開催後

### 株主総会当日のご説明内容、決議結果のご確認



#### 対処すべき課題の説明動画

株主総会終了  
数日後



#### 臨時報告書（決議結果）

株主総会終了  
数日後

詳細は当社ウェブサイト [https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)  
へアクセスしご確認ください。

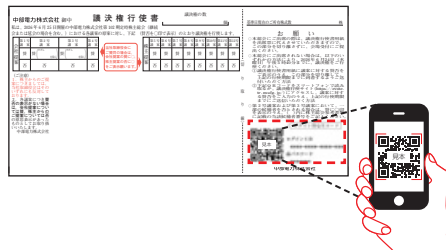
# インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

## オススメ

### 1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うことができます。



### 2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することで議決権行使することができます。

### 機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

### ご注意事項

- ※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書用紙の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

### 【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

# 株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場されるのが困難な株主さまに向けて、株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

## 1. ライブ配信日時

**2026年6月25日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで**

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

## 2. ご視聴方法

次のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、**ご自身の議決権行使書用紙に記載されている①および②の英数字**をご入力ください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

QRコード:



① ログインID

ログインID

0126-0000-XXXX-△△△

② 仮パスワード

仮パスワード 株主番号(8桁)

OXOXOX

### ID・パスワードに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

### ご注意事項

※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。

※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。

※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。

※ライブ配信のご視聴では大量のデータ（パケット）通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。

※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※何らかの事情により、ライブ配信を行わない場合があります。その際には当社ウェブサイト上でお知らせいたします。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# 株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案

## 剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、上記の考え方にもとづき、中間配当金と同様1株につき35円とさせていただきますと存じます。

### 1 配当財産の種類

金銭

### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額26,478,200,700円

### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から、人事会議および指名・報酬等検討会議での協議のプロセス等を中心に検討を行った結果、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	2025年度の取締役会への出席状況
1	かつ勝野 哲 <small>さとの</small> <span>再任</span>	代表取締役会長	18/18回
2	はやし林 欣吾 <small>きんご</small> <span>再任</span>	代表取締役社長 社長執行役員	18/18回
3	なべ鍋田 和宏 <small>かずひろ</small> <span>再任</span>	取締役 副社長執行役員	18/18回
4	はや速水 敏浩 <small>としひろ</small> <span>再任</span>	代表取締役 専務執行役員	15/15回
5	やす安井 稔 <small>みのる</small> <span>新任</span>	専務執行役員	—
6	しま嶋尾 正 <small>ただし</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	17/18回
7	くり栗原 美津枝 <small>みつえ</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	18/18回
8	か加藤 治彦 <small>はるひこ</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	15/15回
9	ひろ広瀬 伸一 <small>しんいち</small> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

かつの  
**勝野**

さとの  
**哲**

再任

所有する  
当社株式の数 54,497株

(1954年6月13日生) 2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1977年 4月 当社入社  
2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長  
2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長  
2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長  
2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

一般社団法人中部経済連合会会長  
中部日本放送株式会社社外監査役

<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし  
**林**

きんご  
**欣吾**

再任

所有する  
当社株式の数 52,313株

(1961年1月9日生) 2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1984年 4月 当社入社  
2016年 4月 当社執行役員 東京支社長  
2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長  
2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長  
2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
2025年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 CEO (現在に至る)  
(注) CEO : Chief Executive Officer



<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

なべ た かず ひろ  
鍋 田 和 宏

(1961年4月10日生)

再任

所有する  
当社株式の数

30,019株

2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

**<略歴、地位および担当>**

1986年 4月 当社入社  
 2018年 4月 当社執行役員 コーポレート本部部長  
 2020年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部部長  
 2023年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部部長 CTO, CSO  
 2024年 4月 当社副社長執行役員 経営戦略本部部長 CIO  
 2024年 6月 当社取締役 副社長執行役員 経営戦略本部部長 CIO  
 2026年 4月 当社取締役 副社長執行役員 経営戦略本部部長 (現在に至る)  
 (注) CTO : Chief Technology Officer  
 CSO : Chief Standardization Officer  
 CIO : Chief Information Officer

**<取締役候補者とした理由>**

鍋田和宏氏は、これまで当社コーポレート本部部長、技術開発本部部長、経営戦略本部部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

はや み とし ひろ  
速 水 敏 浩

(1967年6月27日生)

再任

所有する  
当社株式の数

2,423株

2025年度の取締役会への出席状況 15/15回 (100%)

**<略歴、地位および担当>**

1990年 4月 当社入社  
 2020年 4月 当社経営管理本部部長  
 2022年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社執行役員 三重支社長  
 2025年 4月 当社専務執行役員 経営管理部、調達部、事業基盤支援部統括 CFO  
 2025年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営管理部、調達部、事業基盤支援部統括 CFO (現在に至る)  
 (注) CFO : Chief Financial Officer

**<取締役候補者とした理由>**

速水敏浩氏は、これまで中部電力パワーグリッド株式会社三重支社長、当社経営管理部統括などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

5

やす い  
安 井

みのる  
稔

新任

(1965年5月16日生)

所有する  
当社株式の数 12,723株

### <略歴，地位および担当>

- 1988年 4月 当社入社
- 2020年 4月 中部電力ミライズ株式会社取締役 執行役員 事業戦略本部長  
兼 ガス事業本部長
- 2022年 2月 株式会社シーエナジー代表取締役社長
- 2024年 4月 当社常務執行役員 経営戦略本部 アライアンス推進室長  
兼 地域インフラ事業推進室長
- 2025年 4月 当社専務執行役員 グループ経営推進部統括，経営戦略本部  
アライアンス推進部長 兼 地域インフラ事業推進部長
- 2026年 4月 当社専務執行役員 グループ経営推進部統括，経営戦略本部  
アライアンス推進部長（現在に至る）



### <取締役候補者とした理由>

安井稔氏は、これまで中部電力ミライズ株式会社事業戦略本部長，株式会社シーエナジー代表取締役社長，当社アライアンス推進室長，グループ経営推進部統括などを歴任し，当社事業に精通しており，経営諸課題を解決するに十分な能力を有し，ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから，取締役として適任であると判断し，候補者とするものであります。

候補者番号

6

しま  
お  
嶋 尾

(1950年2月2日生)

ただし  
正

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

12,076株

2025年度の取締役会への出席状況 17/18回 (94%)  
社外取締役としての在任期間 7年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社 (現大同特殊鋼株式会社) 入社  
2004年 6月 同社取締役  
2006年 6月 同社常務取締役  
2009年 6月 同社代表取締役副社長  
2010年 6月 同社代表取締役社長  
2015年 6月 同社代表取締役 社長執行役員  
2016年 6月 同社代表取締役会長  
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)  
2023年 6月 大同特殊鋼株式会社相談役 (現在に至る)



### <重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社相談役  
名古屋商工会議所会頭

### <社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

### <独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号  
7

くり はら みつえ  
**栗原 美津枝**  
(1964年4月7日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数 1,277株

2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)  
社外取締役としての在任期間 6年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

- 1987年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
- 2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所（派遣）
- 2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
- 2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
- 2013年 4月 同行企業金融第6部長
- 2015年 2月 同行常勤監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
- 2020年 6月 株式会社日本政策投資銀行退行
- 2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長
- 2025年 8月 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所シニアエグゼクティブフェロー(顧問)（現在に至る）
- 2026年 1月 株式会社価値総合研究所取締役会長



### <重要な兼職の状況>

- 住友林業株式会社社外取締役
- 株式会社みずほ銀行社外取締役監査等委員

### <社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、これまで株式会社日本政策投資銀行でファイナンス、M&A、財務等の業務に携わるほか、株式会社価値総合研究所の経営に携わるなど、ファイナンス、M&A、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

### <独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

かとうはるひこ  
加藤 治彦

(1952年7月21日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

396株

2025年度の取締役会への出席状況 15/15回 (100%)  
社外取締役としての在任期間 1年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

1975年 4月 大蔵省（現財務省）入省  
2007年 7月 財務省主税局長  
2009年 7月 国税庁長官  
2010年 7月 退官  
2011年 6月 株式会社証券保管振替機構代表取締役社長  
2013年 6月 トヨタ自動車株式会社社外取締役  
2014年 3月 キヤノン株式会社社外取締役  
2019年 6月 トヨタ自動車株式会社常勤監査役  
2023年 6月 ニチコン株式会社社外取締役（現在に至る）  
2024年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役監査等委員  
（現在に至る）  
2025年 6月 当社社外取締役（現在に至る）



### <重要な兼職の状況>

ニチコン株式会社社外取締役  
朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役監査等委員

### <社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

加藤治彦氏は、これまで財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任するほか、複数の企業の役員として企業経営に携わるなど、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

### <独立性について>

加藤治彦氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

9

ひろ せ しん いち

広 瀬 伸 一

(1959年12月7日生)

新任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

0株

### <略歴および地位>

- 1982年 4月 東京海上火災保険株式会社  
(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社
- 2013年 6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
- 2014年 4月 同社取締役社長
- 2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役
- 2017年 4月 同社常務取締役
- 2017年 6月 同社常務執行役員
- 2018年 4月 同社専務執行役員
- 2019年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
- 2019年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役
- 2024年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
- 2026年 4月 同社相談役 (現在に至る)



### <重要な兼職の状況>

- 東京海上日動火災保険株式会社相談役
- 株式会社三菱総合研究所社外監査役

### <社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

広瀬伸一氏は、これまで東京海上日動火災保険株式会社などで商品企画、営業企画、国内生損保事業等の業務に携わるほか、長年にわたり役員として企業経営に携わるなど、マーケティング、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主にマーケティング、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

### <独立性について>

広瀬伸一氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- 
- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 速水敏浩、加藤治彦の各氏の取締役会の出席状況については、2025年度中、2025年6月26日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 3 当社は、嶋尾正、栗原美津枝、加藤治彦の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、広瀬伸一氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、勝野哲、林欣吾、鍋田和宏、速水敏浩、嶋尾正、栗原美津枝、加藤治彦の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の補償契約を継続する予定であります。また、安井稔、広瀬伸一の各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 6 広瀬伸一氏が2019年4月から2026年3月まで取締役として在任していた東京海上日動火災保険株式会社は、保険料調整行為に関し、2023年12月に金融庁より、保険業法にもとづく業務改善命令を受け、また2024年10月に公正取引委員会より、独占禁止法にもとづく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。さらに、同社は、情報漏えい事案に関し、2025年3月に金融庁より、保険業法にもとづく業務改善命令を受けました。
- 7 事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」の「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の「浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事における不適切な調達手続」に関する経済産業大臣からの報告徴収の受領に係る件ならびに「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案」に関する経済産業大臣および原子力規制委員会からの報告徴収の受領に係る件につきましては、嶋尾正、栗原美津枝、加藤治彦の各氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。
- 8 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準については、26頁をご参照ください。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査等委員である取締役古田真二、中川清明、村瀬桃子および山形光正の4氏が任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

ふる た しん じ  
古 田 真 二  
(1959年8月25日生)

再任

所有する  
当社株式の数 27,716株

2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)

2025年度の監査等委員会への出席状況 17/17回 (100%)

#### <略歴、地位および担当>

- 1983年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 三重支店長
- 2018年 4月 当社執行役員 三重支店長 兼 電力ネットワークカンパニー三重支社長
- 2020年 4月 当社専務執行役員 安全健康推進室統括、マネジメントサービス本部長
- 2021年 4月 当社専務執行役員 秘書室、安全健康推進室統括、  
マネジメントサービス本部長
- 2024年 4月 当社監査特命役員
- 2024年 6月 当社取締役常任監査等委員（現在に至る）



#### <監査等委員である取締役候補者とした理由>

古田真二氏は、これまで当社三重支店長、マネジメントサービス本部長、常任監査等委員などを歴任し、当社事業に精通するとともに、財務および会計に関する十分な知見を有していることから、取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

なか がわ せい めい  
**中 川 清 明**  
(1958年9月13日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

546株

2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)  
2025年度の監査等委員会への出席状況 17/17回 (100%)  
社外取締役監査等委員としての在任期間 2年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

1984年 4月 東京地方検察庁検事  
2010年 8月 法務省大臣官房審議官  
2012年 1月 高知地方検察庁検事正  
2013年 4月 最高検察庁検事  
2014年 8月 静岡地方検察庁検事正  
2015年10月 最高検察庁公安部長  
2016年 9月 公安調査庁長官  
2020年 5月 名古屋高等検察庁検事長  
2021年 9月 退官  
2021年12月 弁護士登録  
2023年 6月 当社社外監査役  
2024年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)



### <重要な兼職の状況>

弁護士

### <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

中川清明氏は、公安調査庁長官、名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任し、法曹界での豊富な経験と高度な専門的識見にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### <独立性について>

中川清明氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

3

むら せ もも こ  
村 瀬 桃 子  
(1966年4月12日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

1,484株

2025年度の取締役会への出席状況 18/18回 (100%)  
2025年度の監査等委員会への出席状況 17/17回 (100%)  
社外取締役監査等委員としての在任期間 2年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

1996年 4月 弁護士登録  
齋藤勉法律事務所 (現本町シティ法律事務所) 入所  
2003年12月 同所退所  
2004年 1月 村瀬・矢崎綜合法律事務所 (現ひのき綜合法律事務所)  
パートナー (現在に至る)  
2024年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)



### <重要な兼職の状況>

弁護士  
笹徳印刷株式会社社外取締役監査等委員  
株式会社コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員

### <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

村瀬桃子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外取締役、社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### <独立性について>

村瀬桃子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

4

やま がた みつ まさ  
**山 形 光 正**  
(1970年6月29日生)

再任

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数

369株

2025年度の取締役会への出席状況 17/18回 (94%)  
2025年度の監査等委員会への出席状況 16/17回 (94%)  
社外取締役監査等委員としての在任期間 2年 (本総会終結時)

### <略歴および地位>

1995年 4月 トヨタ自動車株式会社入社  
2013年 5月 同社エンジン設計部第1基盤技術設計室長  
2018年 1月 同社パワートレーン製品企画部チーフエンジニア  
2019年 1月 同社パワートレーンカンパニー製品企画/システム開発領域長  
2020年 1月 同社パワートレーンカンパニーExecutive Vice President  
2022年 1月 同社パワートレーンカンパニーPresident  
2023年 7月 同社水素ファクトリーPresident (現在に至る)  
2024年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)



### <重要な兼職の状況>

トヨタ自動車株式会社水素ファクトリーPresident  
Commercial Japan Partnership Technologies取締役  
トヨタホーム株式会社社外取締役

### <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

山形光正氏は、トヨタ自動車株式会社において、パワートレーンカンパニーPresident、水素ファクトリーPresidentなどの要職を歴任しており、また、Commercial Japan Partnership Technologies取締役および他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と環境負荷低減に資する技術等に関する専門的な知識にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

### <独立性について>

山形光正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。  
2 当社は、中川清明、村瀬桃子、山形光正の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
3 当社は、古田真二、中川清明、村瀬桃子、山形光正の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の補償契約を継続する予定であります。  
4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
5 事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」の「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の「浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事における不適切な調達手続」に関する経済産業大臣からの報告徴収の受領に係る件ならびに「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案」に関する経済産業大臣および原子力規制委員会からの報告徴収の受領に係る件につきましては、中川清明、村瀬桃子、山形光正の各氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。  
6 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準については、26頁をご参照ください。

## [参考]

当社は、取締役会の構成、規模について、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に対する監督機能および当社を取り巻く事業環境や経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスを踏まえ決定しております。

氏名	当社における地位	取締役に求める専門性および経験（注1）					
		企業経営	財務・会計	法務	リスクマネジメント	環境（注2）	電力供給に資する技術
かつの野 哲 <small>さとし</small>	代表取締役会長	●			●	●	●
はやし林 欣吾 <small>きんご</small>	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	
なべ鍋 田和宏 <small>たかずひろ</small>	取締役 副社長執行役員				●	●	●
はや速 水敏浩 <small>みとしひろ</small>	代表取締役 専務執行役員	●	●				
やす安 井 稔 <small>いみのる</small>	取締役 専務執行役員	●					●
しま嶋 尾 正 <small>おしただし</small>	社外取締役	●			●		
くり栗 原 美津枝 <small>みつえ</small>	社外取締役	●	●			●	
かとう加 藤 治彦 <small>はるひこ</small>	社外取締役	●	●		●		
ひろせ 瀬 伸一 <small>しんいち</small>	社外取締役	●			●		
ふる古 田 真二 <small>しんじ</small>	取締役 常任監査等委員（常勤）	●	●		●		
おか岡 俊彦 <small>としひこ</small>	取締役 監査等委員（常勤）				●	●	●
なか中 川 清 明 <small>せいめい</small>	社外取締役 監査等委員			●	●		
むら村 瀬 桃 子 <small>ももこ</small>	社外取締役 監査等委員			●	●		
やま山 形 光 正 <small>みつまさ</small>	社外取締役 監査等委員				●	●	

（注1）各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

（注2）環境政策に関する知識、環境負荷低減に資する技術等の専門性および経験を意味します。

（注3）ジェンダー・国際性などの多様性を意味します。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

当社はこれら各取締役の力を結集し、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営を深化させ、CSR（企業の社会的責任）を果たすことで、ステークホルダーのみならず、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

			●をつけた主な理由
DX・事業開発	マーケティング	グローバル・多様性 (注3)	
			・経営戦略本部長（リスク管理部署長）の経験 ・電源・流通計画、発電の経験 ・国の環境関連会議 委員
	●		・当社リスクマネジメント会議 議長 ・当社ゼロエミッション推進会議 議長 ・販売カンパニー社長の経験
●			・経営戦略本部長（リスク管理部署長） ・電源・流通計画、発電、技術開発の経験 ・CIOの経験 ・業界団体の環境関連委員会 委員
			・経営管理部（経理部門）統括、CFO
	●		・発電所長の経験 ・当社子会社 社長の経験 ・当社子会社 事業戦略本部長、ガス事業本部長の経験
	●	●	・他社 経営者の経験 ・他社 販売部長、経営企画部長の経験 ・海外における勤務経験（米国駐在）
		●	・他社 経営者の経験 ・金融機関での経験 ・経済団体の環境関連委員会 委員長の経験、 国の環境関連部会 委員 ・海外における研究経験（米国派遣）
			・他社 経営者の経験 ・財務省での経験 ・他社 常勤監査役の経験
●	●		・他社 経営者の経験 ・保険会社での経験 ・デジタルを活用したプロジェクトを主導した経験 ・営業企画の経験
			・マネジメントサービス本部長（経理部門含む。）の経験 ・取締役監査等委員 ・当社子会社 社長の経験
			・取締役監査等委員 ・流通計画、配電の経験
		●	・取締役監査等委員 ・弁護士（元検察官） ・海外行政、捜査機関等との交流経験
		●	・取締役監査等委員 ・弁護士
			・取締役監査等委員 ・他社 水素関連部署長

**独立** 独立役員

【取締役14名のうち、男性12名、女性2名（女性比率：14%）】

## 第4号議案

# 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、当該候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なが とみ ふみ こ  
**永 富 史 子**  
(1952年11月28日生)

社外取締役候補者  
独立役員候補者

所有する  
当社株式の数 7,100株

### <略歴および地位>

- 1981年 4月 弁護士登録  
蜂須賀法律事務所入所
- 1989年 3月 同所退所
- 1989年 4月 永富法律事務所開設（現在に至る）
- 2016年 6月 当社社外監査役

### <重要な兼職の状況>

- 弁護士  
日本特殊陶業株式会社社外取締役監査等委員

### <補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

永富史子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### <独立性について>

永富史子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしております。



- (注) 1 永富史子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏の間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏の間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。補欠の監査等委員である社外取締役として永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 永富史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場する各金融商品取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 6 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準については、26頁をご参照ください。

## [参考] 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
  - ①上記1～5に掲げる者
  - ②当社または当社子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役
  - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

## <株主（58名）からのご提案（第5号議案から第12号議案まで）>

### 第5号議案

## 取締役解任の件（1）

### ◆提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 勝野 哲

### ◆提案の理由

勝野氏は2015年6月より当社の社長を務め、2020年より会長職にある。浜岡原発基準地震動のデータ不正事件は、報道によれば2018年頃には不正行為が始まり、2020年ごろに内部通報があったとされる。本提案時点では当時の勝野氏の関与の程度については不明であるが、直接的な関与がなかったとしても、当該不正を防ぐことができず、また、内部通報制度も機能しなかったガバナンス不全は明らかであり、その責任は重大である。ガバナンス能力の欠如は甚だしく、取締役の適格性に欠けることは明らかである。

### ○取締役会の意見

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関しては、独立した外部専門家のみで構成される調査委員会による調査が継続しており、当社は、当該調査に全面的に協力するとともに、組織風土等の課題の検証や再発防止に向けた対応の検討を進めております。

解任提案の対象とされている取締役は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有しております。

また、同取締役は、取締役として長年にわたり会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用に取り組むとともに、経営の監督を適切に行っております。

このため、同取締役を解任すべき事由はありません。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 取締役解任の件（2）

### ◆提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 林 欣吾

### ◆提案の理由

浜岡原発基準地震動データ不正事件につき、少なくとも内部通報制度を機能させることができなかったこと、外部通報を受けた原子力規制庁から問われる事態となっても担当者が隠蔽を続け、早い段階で会社として不正を把握できなかったこと、不正を把握した後も速やかに公表しなかったこと、原子力規制委員会の調査に対して適切な資料の提出ができなかったことなど、ガバナンス能力の欠如は甚だしい。

林氏は2026年1月5日の記者会見で、南海トラフ巨大地震の震源想定域に同原発が立地していることでデータ不正を招いたのではないかと問われて、「立地については住所がダメなのではなく、それがちゃんと説明ができることが大事だと思っている、ちゃんと説明できれば審査は通るものだと思うので適格だと思います」と答えた。立地不適を謙虚に受け止めず、審査に通るよう社員に要求した結果が本不正事件であり、取締役の適格性に欠けることは明らかである。

### ○取締役会の意見

浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関しては、独立した外部専門家のみで構成される調査委員会による調査が継続しており、当社は、当該調査に全面的に協力するとともに、組織風土等の課題の検証や再発防止に向けた対応の検討を進めております。

解任提案の対象とされている取締役は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有しております。

また、同取締役は、取締役として長年にわたり会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用に取り組むとともに、経営の監督を適切に行っております。

このため、同取締役を解任すべき事由はありません。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件（1）

### ◆提案の内容

第20条（員数）第1項を以下のとおり変更する。

〈変更前〉

（員数）

第20条 本会社に取締役15人以内を置く。

〈変更後〉

（員数）

第20条 本会社に取締役15人以内を置く。そのうち30%以上を女性取締役とする。

### ◆提案の理由

有価証券上場規程等の一部改正（2023年10月10日施行 株式会社東京証券取引所）により、プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標として、2030年までに女性役員の比率30%以上が掲げられているため、定款としてこれを定め、速やかに女性役員の比率30%以上を達成する。

その必要性として、

- ・当社が違法行為を繰り返すのは、経営陣の体質が変わっていないからであり、大胆な改善が急務。
- ・内閣府の調査で、女性役員比率が高い企業の方が、ROE（自己資本利益率）やEBITマージン（支払金利前税引前利益と売上高の比率）が高い傾向にあること、従業員構成が多様な組織の方が人材流出防止に繋がることが示されている。

原子力や化石燃料に頼らず、省エネ・再エネを中心とした新たな電力のあり方を構築・開発するためには、硬直した旧来の組織体質を改め、多様性のある組織環境を整えて、人材を確保、育成する必要がある。

### ○取締役会の意見

当社の取締役候補者選定にあたっては、人格、識見、経験はもとより、経営諸課題を解決するに十分な能力を有していることに加え、ジェンダー・国際性等の多様性の観点等を総合的に勘案し決定しております。

当社は、女性活躍・多様性確保の観点から、「プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標」も踏まえ、取締役の女性比率の向上に努めております。

また、人財戦略において「多様な人財が活躍できる環境づくり」と「自己変革に挑戦する社員への機会と支援の提供」を二本の柱として掲げ、女性役付職の登用や多様なバックグラウンドを持つ人財の確保に向けたキャリア採用の拡大等の取り組みを進めております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件（2）

### ◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 「中部電力グループCSR宣言」に基づく、実効性あるコンプライアンス推進体制の再構築  
第〇条 本会社は、地に落ちた信頼を回復するため、コンプライアンス体制が実効性をもつよう再構築する。そのために次のことを行う。

- ① 不適切事案が認知された時は、コンプライアンス推進会議のほか、事案に応じて当社及びグループ会社と利害関係のない外部のコンプライアンスや当該事案に係る分野の専門家を入れた審査会を設け、調査チームの人選などについて提言をうける。
- ② 調査チームは徹底した調査を行えるよう強い権限をもつ。また外部専門家などの協力を得るために十分な予算措置を講じる。
- ③ 調査にあたり虚偽の証言や隠蔽に加担した者に対しては、厳格な処分を行うとともに、積極的に調査に協力した者については処分の減免も行えるようにする。
- ④ リスクを初期段階で把握するため、半年に1回以上、全従業員にコンプライアンス遵守状況に関する匿名アンケートを実施する。

### ◆提案の理由

当社及びグループ会社では、コンプライアンス推進に係る体制を一応整備しているにも関わらず、3年前のカルテル問題、顧客情報の不正閲覧問題をはじめ、浜岡原発の地震動データの捏造に至るまで多くの不正・不祥事が後を立たない。これは当社グループのガバナンスの不備とコンプライアンス体制の機能不全の証左である。

自浄作用を発揮して信頼を回復するためには、会社に利害関係を持たない第三者の視点を積極的に入れ、事案によって専門的な知識を持つ者を調査チームに加え、不正の有無を徹底的に究明することが必要だ。

特に原発のような社会的に大きな影響があり、賛否が分かれる問題には常に厳しい目が注がれていることを自覚し、緊張感をもって業務に当たらなければならない。調査に専門的な知識が必要であれば外部専門家に協力を求める。不正でないという結論が出たとしても、それは原発を保有するためのコストとして考えるべきである。

### ○取締役会の意見

当社は、「中部電力グループCSR宣言」にもとづき定めた「中部電力グループコンプライアンス基本方針」において、「コンプライアンスなくして信頼なし 信頼なくして発展なし」を旨に、コンプライアンスに則って行動する企業風土を醸成し、社会からの高い信頼と支持を得る「良き企業市民」を目指すこととしております。

コンプライアンス違反が疑われる事象が発生した場合には、コンプライアンス推進会議などにおいて、社外役員や弁護士等の外部の視点も取り入れて事実調査および原因究明を行うとともに、実効性のある対策を策定し実施しております。また、コンプライアンスに関するアンケートを継続的に行うとともに、専門的な知見を有する外部弁護士を活用したリーガルリスク低減に向けた取り組みなども実施しております。

当社は、これらの対応や取り組みを引き続き適切に実施するとともに、至近で重大な不適切事案が発生していることを踏まえ、コンプライアンス推進体制のさらなる強化・拡充を図り、ステークホルダーのみなさまからの信頼の回復に努めてまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件 (3)

### ◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー企業としての責任

第〇条 本会社は、急務である地球温暖化対策を進めるため、以下のことを行う。

- ① 国際的に合理性のある目標に則した再生可能エネルギーの最大限導入拡大。
- ② 諸外国に習い再生可能エネルギーをベースロード電源にしていくためのインフラの整備に加え関係機関、他社への積極的な働きかけ。
- ③ 再生可能エネルギーの開発においては、環境と人権に十分に配慮したものとする。

### ◆提案の理由

2030年にCO<sub>2</sub>排出量を2010年比で約45%削減し、2050年前後に実質ゼロにすることで、世界の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑える目標が2015年のパリ協定で掲げられた。

これを受けてIEA（国際エネルギー機関）は現在の技術や発電コストを予測し、コンピューターシミュレーションにより2030年に再エネを約50%に、2050年には約80%にするのが最適解であると「電源構成の将来の見通し」報告書で公表。2023年COP28（第28回国連気候変動枠組み条約締約国会議）の合意文書に明記され、世界の潮流は再エネの導入拡大となった。

当社の2030年再エネ比率の目標は20%程度であるが、これでは世界の潮流から外れ温暖化防止にはならない。

また、中東情勢の緊迫化でエネルギーの供給不安が高まり、価格高騰が予測される。純国産エネルギーである再エネは経済性、便益性に優れ、最大限の導入の拡大を目指すべきである。

### ○取締役会の意見

中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO<sub>2</sub>排出量ネット・ゼロに挑戦する「ゼロエミチャレンジ2050」の達成に向けて取り組んでおります。この目標を達成するうえでは、エネルギーの安定供給を全うしつつ、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い再生可能エネルギーや原子力発電の最大限の活用などに加え、水素・アンモニアやCCUSなどの活用に向けた新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、トランジション（脱炭素化に向けた移行）を進めていくことが重要であると考えております。

再生可能エネルギーについては、2017年度比で「2030年頃に、保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW（80億kWh）以上の拡大に貢献」という目標の達成を目指し、グループ一体となって推進しております。

また、当社は、「中部電力グループCSR宣言」のもと、事業活動に関わるすべての方々の人権を尊重しております。電源開発および維持・運用等についても、この考えに則り適切に実施しており、地域社会との共生を図っております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件（4）

### ◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 原子力規制機関への出向等の禁止

第〇条 本会社及びグループ会社の従業員の原子力規制機関への出向は禁じる。また、本会社及びグループ会社の退職者が原子力規制機関に就職した場合、その者を本会社及びグループ会社が再雇用することは禁じる。

### ◆提案の理由

東電福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力政策においてはその規制と推進を厳格に分離した。

同事故前に規制を担っていた原子力安全・保安院は原子力を推進する経済産業省に置かれていたが、同事故後に発足した原子力規制委員会は環境省の外局に置かれ、独立性の高い三条委員会として設置された。同委員会の事務を処理するために置かれたのが原子力規制庁である。

同庁職員については、同委員会設置法附則より、「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めない」「その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑又は不信を招くような再就職を規制する」とされている。

ところが、現在、同庁には、規制される側である電力事業者や原子力メーカー等から多くの出向者が所属しており、規制と推進の分離が形骸化している。浜岡原子力規制事務所には本会社100%子会社であるテクノ中部から出向している。出向等は立法趣旨に反するため禁止する。

### ○取締役会の意見

当社および当社グループ会社においては、原子力規制庁に対して従業員を出向させた実績はなく、また、同庁の職員であった方を採用した実績もありません。

今後も、原子力規制委員会設置法の趣旨も踏まえ、適切に人財の採用や異動・配置を行ってまいります。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件（5）

### ◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 浜岡原子力発電所の廃止措置

第〇条 安全性に極めて重要な基準地震動のデータ不正問題が明らかになった浜岡原子力発電所は廃止する。そのために、次のことを行う。

- ① 浜岡原子力発電所3号機および4号機の新規制基準適合性審査の申請を取り下げる。
- ② 同5号機の申請は行わない。
- ③ 廃止措置にともない発生する放射性廃棄物の管理、処分については、徹底した情報公開を行い、地元4市の住民を加えた廃棄物対策協議会を設置して協議しながら進めていくこととする。

### ◆提案の理由

浜岡原発の再稼働に必要な基準地震動の策定でデータの不正・捏造が発覚し、原子力規制委員会から審査の中止が言い渡された。当社は、規制委員会から問題を追求されるまで、数年前からの内部通報を握り潰し、疑惑が発覚してから公表するまで徒に時間をかけ、昨年の総会では株主をも欺いていた。それにより当社の社会的、科学的信頼性は著しく毀損された。不正の経過を確認する資料も逸失しており、もはや原発を運転する資格はない。

そもそも浜岡原発の耐震安全性は、平均値から導いた基準地震動では担保できない。膨大な放射能を内包する原発は、最も厳しい条件にも耐えられる施設でなければならないが、既に対策工事は限界で、これ以上の費用をかけてもクリアするのは困難である。

これまでも維持・安全対策費で1兆円を超える費用が投じられ、かさむ工事費は重荷となり、未精算問題という役員2人が引責辞任する不祥事も起きた。

浜岡原発は廃止すべきである。

### ○取締役会の意見

当社は、「S（安全性の確保）+ 3 E（エネルギー安定供給・経済効率性・環境適合性）」の観点から、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い原子力発電を最大限活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案につきましては、審査に重大な影響を及ぼすとともに、地域のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさまからの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、同事業の根幹を揺るがす重大な事案であると極めて深刻に受け止めております。

当社は、本事案について、調査委員会による調査に全面的に協力するとともに、組織風土等の課題の検証や再発防止に向けた対応の実施・検討を進めており、今後、同委員会による調査結果等も踏まえ、このような不適切事案を二度と生じさせることがないように、さらなる改善策・対応策を検討・立案し、全社を挙げて取り組んでまいります。また、監督官庁および原子力規制委員会のご指示、ご指導も踏まえ、適切に対応してまいります。

これらの取り組みを通じて、地域のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさまからの信頼の回復に努めてまいります。

したがいまして、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 定款一部変更の件（6）

### ◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 原子（核）燃料サイクル計画

第〇条 本会社は、採算性が見込めない原子（核）燃料サイクル計画から撤退する。そのために次のことを行う。

- ① 本会社が保有する使用済み核燃料は再処理しない。
- ② 日本原燃株式会社への出資・債務保証は中止する。
- ③ 再処理引当金は取り崩し、資産扱いとなっている使用済み核燃料の会計処理のための費用に充てる。
- ④ 過去の再処理によって発生した本会社保有のプルトニウムについては、移動せず安全な形で管理保管する。

### ◆提案の理由

核燃料サイクル政策は高速増殖炉計画の頓挫で破綻した。六ヶ所再処理工場も、ガラス固化設備の試験を先送りして、強引に2026年度中の竣工を計画しているが、27回もの延期で着工から32年も経っているため、既に老朽化、陳腐化が始まっている。

放射性廃液をガラスと固める熔融炉は設計不良で交換を要するため、既に4.5倍にも膨らんだ建設費がさらに膨張するのは必至だ。アクティブ試験で汚染された区画は立ち入りができず耐震補強工事もできないため竣工は不可能。仮に稼働できたとしても、余剰プルトニウムは持てないため10%程度の操業しかできない。

年800トンと40年間処理する前提で計算されたコストは机上の空論でしかなく、事業には合理性がない。

当社は、日本原燃に対して約603億円を出資し、887億円（2024年度末）の債務保証をしている。経済的リスクを回避するために再処理事業と日本原燃からは手を引くべきである。

### ○取締役会の意見

当社は、「S（安全性の確保）＋3E（エネルギー安定供給・経済効率性・環境適合性）」の観点から、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い原子力発電を最大限活用することが不可欠であると考えております。さらに、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルを確立することが重要と考えております。

このため、当社は、原子燃料サイクル事業を営む日本原燃株式会社に対し、その経営安定化を図る観点から、出資等を行っております。

また、使用済燃料の再処理については、すでに国内外でその実績があることに加え、同社の六ヶ所再処理工場においても使用済燃料を用いた試験を実施済みであり、安全運転できることが確認されております。加えて、同工場については、新規基準への適合性審査を受けており、竣工に向けた取り組みが着実に実施されております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

事業報告の内容を分かりやすくお伝えするため、当社ホームページ上で、映像とナレーションによるビデオ映像を公開いたしておりますので、以下をご参照ください。

[https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_kabunushi/ir\\_sokai/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

2025年度のわが国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられましたが、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられ、緩やかな景気回復が継続しました。一方で、中東情勢の影響や米国の通商政策をめぐる動向などによる景気の下押しが懸念されております。

燃料価格につきましては、中東情勢の影響などにより、不確実性がさらに高まっております。また、物価・労務単価・金利のさらなる上昇に加え円安も進行するなど、国内外における投資環境の不透明性がこれまで以上に増しております。さらに、人口減少などに伴う社会課題が顕在化しております。

中長期的には、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展などにより電力需要の見通しが増加傾向に変化しており、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現に向けた制度設計の検討が進められております。

このような中、当社は、経営ビジョン2.0の達成に向けグループ一体となって、電力の安定供給確保、分散・循環型システムが併用された安全で安心な脱炭素社会の実現、事業構造の変革を通じた新たな収益源の獲得・拡大、電化等による需要創出に取り組んでまいりました。

2025年度の電力供給につきましては、必要な電力を調達・確保するとともに、水力発電所の安定的な運用やJERAによる継続的な燃料確保に向けた取り組み、送変電設備や周波数変換所等の運転・保守の確実な実施などにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。

浜岡原子力発電所につきましては、新規制基準を踏まえたさらなる安全性向上対策や原子力発電の理解向上に向けた取り組みを進めるとともに、3・4号機の新規制基準適合性審査を受けておりましたが、本年1月に公表した基準地震動策定に係る不適切事案を受け、いずれも中断しております。当社は、独立した外部専門家のみで構成される調査委員会による調査に全面的に協力するとともに、地域のみなさまなどに対し、本事案の概要や現在の発電所の状況をご説明するなどしております。

再生可能エネルギーにつきましては、グループ会社のシーテックが三菱商事洋上風力株式会社を代表企業とするコンソーシアムを通じて、3海域における洋上風力発電所の開発を進めておりましたが、参画当初の想定を上回る事業環境の変化等を受け、開発を取り止めました。このような事業環境においても、引き続きグループ一体となって、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた320万kW（80億kWh）以上」の拡大を目指して取り組んでおります。2025年度末時点における進捗は、目標の320万kWに対して約147万kW（約46%）となっております。

2025年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、燃料費調整額（燃料収入）等の減少などから、前年度と比べ3.4%減少し3兆5,460億円となりました。

連結経常損益は、浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案を受け、審査に係る業務などの委託契約を解約することとし、実施済みの業務に対応した費用を計上したものの、J E R Aの国内火力事業における石炭の調達競争力改善などによる利益の増加などから、前年度と比べ146億円増加し2,910億円の利益となりました。

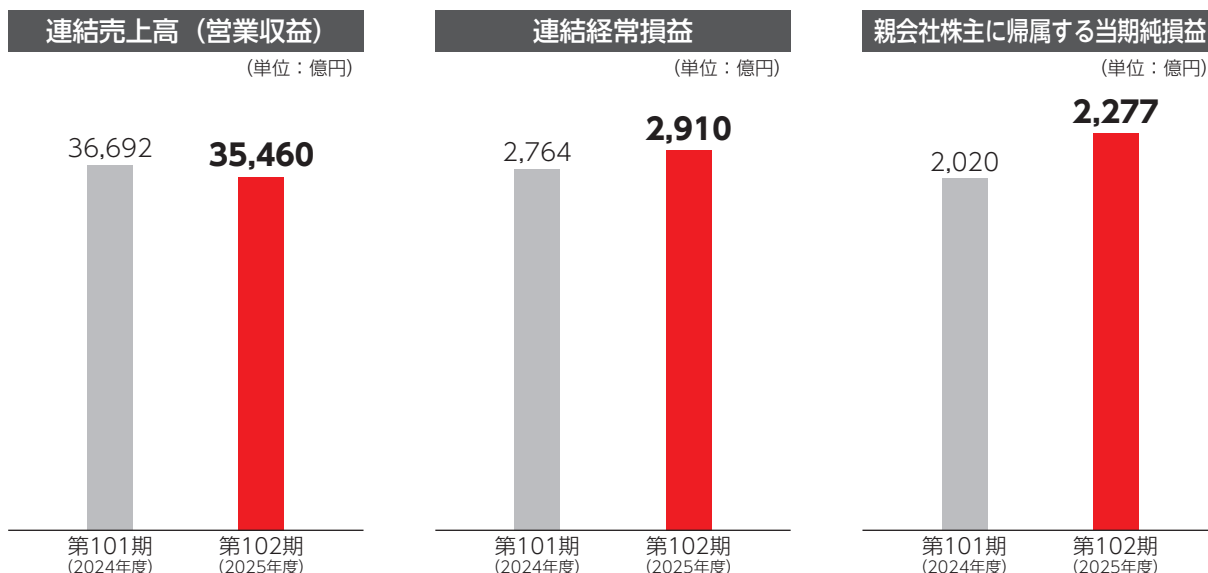
また、子会社などにおける減損損失160億円を特別損失に計上しました。

これにより、親会社株主に帰属する当期純損益は、前年度と比べ257億円増加し2,277億円の利益となりました。

燃料価格等の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれを除いた連結経常損益は、2,840億円程度の利益となり、中期経営目標（2022年公表・2024年見直し）として掲げていた連結経常利益2,000億円以上を達成いたしました。

2025年度の収支状況や業績の詳細につきましては、以下をご参照ください。

[https://www.chuden.co.jp/ir/ir\\_siryu/kessan/](https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryu/kessan/)



各セグメント別の業績（内部取引消去前）につきましては、次のとおりであります。

## ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

### 【事業の内容】

電力・ガスの販売と各種サービスの提供

### 【業績】

2025年度の中部電力ミライズの販売電力量は、中部エリア内外における競争が進展する中、エリア外における契約獲得などから、前年度と比べ1.0%増加し1,090億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社、関連会社の合計の販売電力量は、中部エリア外を中心とした契約獲得などから、前年度と比べ2.3%増加し1,200億kWhとなりました。

売上高につきましては、燃調収入等の減少などから、前年度と比べ3.5%減少し2兆8,592億円となりました。

経常損益は、燃料価格等の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれが差損から差益へ転じたことや電源調達ポートフォリオの組み替えによる費用削減効果等が拡大したことなどから、前年度と比べ209億円増加し1,379億円の利益となりました。

### 【2025年度の取り組み】

電気・ガスなどのお届けを通じて築いてきたお客さまとのつながりをもとに、お客さまの暮らしを豊かにするサービスや、ビジネス上の課題解決を実現するサービスを提供し、新たな価値をお届けしております。

「中部電力ミライズショップ」では、ご家庭のエネルギー最適化の提案を通じて、安心で快適な住まいづくりをお手伝いしております。また、ご家庭向け銀行サービス「カテエネBANK」に加え、2025年9月には、法人・個人事業主向けに「ビジエネBANK」の提供を開始するなど、中小企業をはじめとするお客さまのビジネスに役立つサービスも提供しております。

脱炭素の実現に向けては、ご家庭のお客さま向けに、「ミライズGreenでんき」やふるさと納税制度を通じてCO<sub>2</sub>フリー電気を提供しております。法人のお客さま向けには、「みんなで脱炭素プロジェクト」として、太陽光PPAや省エネソリューションなどの各種サービスを提供することで、お客さまとともに再生可能エネルギーを拡大・有効活用する取り組みを推進しております。

また、2024年度に続き、電気料金などの負担軽減策として、特別高圧・高圧とご家庭を中心とした低圧のお客さまの料金割引などを行いました。

2026年4月には、燃料価格および卸電力市場価格の変動をより適切に反映させるため、特別高圧・高圧の標準料金メニューの見直しを行っております。

今後も「とどける」「よりそう」「つなげる」をキーワードに、お客さまのニーズに応じた魅力的なサービスの開発・提供に努めてまいります。

「カテエネBANK」は、住信SBIネット銀行のBaaS (Banking as a Service) を活用した、中部電力ミライズの銀行サービスです。口座開設いただき、電気・ガス料金の口座振替などを設定いただくと、カテエネポイントが貯まるお得なサービスです。

※中部電力ミライズは住信SBIネット銀行を所属銀行とする銀行代理業者です。

※「BaaS」とは、事業会社などが、銀行のシステムに接続することで、金融サービスを自社サービスの一部として提供できるようにする仕組みです。

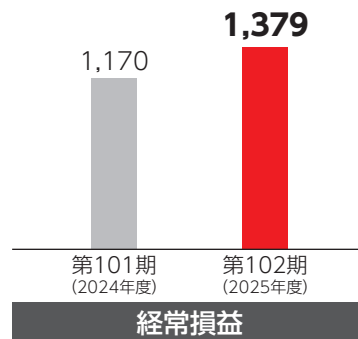
※ポイント還元条件・還元率・算定方法の詳細は、HPをご確認ください。

<https://katene.chuden.jp/clubkatene/p/lp/katenebank/>

カテエネ  
BANK



(単位：億円)



## パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

### 【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

### 【業績】

2025年度の中部エリアの需要電力量は、冬季の気温影響による暖房設備の稼働減や検針期間の日数減などから、前年度と比べ0.5%減少し1,239億kWhとなりました。

売上高につきましては、エリア需要の減少に伴う託送収益の減少や需給調整に係る収益の減少などから、前年度と比べ3.6%減少し9,286億円となりました。

経常損益は、エリア需要の減少に伴う託送収益の減少や設備関係費の増加はあったものの、需給調整に係る費用の減少などから、前年度並みの475億円の利益となりました。

### 【2025年度の取り組み】

日々の設備保守を確実に行うことに加え、再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえた系統運用の高度化や高経年化した設備の更新を行うとともに、他の一般送配電事業者等との連携も含めた系統運用・需給調整を通じて、中部エリアの安定供給を確保し、全国の安定供給にも寄与してまいりました。

また、中部エリアにおける電力需要の中長期的な見通しが増加傾向にある中、電力の安定供給と脱炭素を両立していくため、電源の追加調達など着実に供給力を確保し、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備の増強を進めております。加えて、地域の実情に応じた設備形成の最適化に取り組むとともに、系統用蓄電池を活用した電力系統の混雑対策の実証を開始するなど、電力系統の次世代化に向けた取り組みを推進しております。

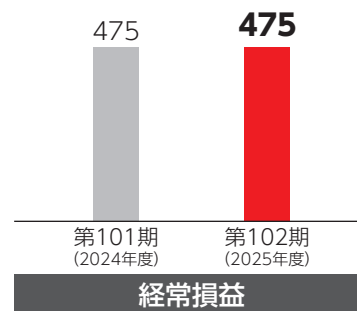
さらに、業界全体で施工力・物流力不足などへの取り組みを推進しており、他の一般送配電事業者との共同輸送や、国内の電気工事士として活躍できる人財の海外での育成などに取り組んでおります。加えて、GX・DXの進展に伴い増加が見込まれるデータセンター需要等を踏まえ、中部エリアにおける適地の選定・公開を進めるなど、地域の持続的な経済成長に貢献してまいります。

中部エリアの需給見通しや流通設備計画につきましては、以下をご参照ください。

[https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/\\_icsFiles/afieldfile/2026/03/30/press.pdf](https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/_icsFiles/afieldfile/2026/03/30/press.pdf)



(単位：億円)



東栄変電所変圧器増強工事（基礎工事）

# Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、関連会社)

## 〔事業の内容〕

燃料上流・調達から発電，電力・ガスの卸販売

## 〔J E R A による当社業績への影響〕

J E R A による当社連結経常損益への影響は，国内火力事業における石炭の調達競争力改善などによる利益の増加などから，前年度と比べ268億円増加し941億円の利益となりました。なお，燃料価格等の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれを除いた J E R A による連結経常損益への影響は891億円程度の利益となりました。

(注1) J E R A は持分法適用関連会社のため，J E R A の売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

## 〔2025年度の取り組み〕

燃料上流・調達から発電，電力・ガス卸販売にいたるバリューチェーンの最適運用，効率的運営に努めつつ，安定的な燃料調達などエネルギーの安定供給確保における重要な役割も担っております。

燃料制約や需給ひっ迫の回避に向けては，最新鋭の火力発電設備へのリプレースに向けた検討を進めるとともに，火力発電所における補修点検時期の調整やボイラ等重要設備の重点巡視を実施するなど，安定的な供給力の確保に取り組んでおります。加えて，J E R A の子会社である J E R A Global Markets を通じた機動的な調達に取り組むとともに，将来の電力需要増加も見据え，米国産 L N G の新規調達やカタール・エナジー社との長期売買契約締結を進めるなど，安定的な燃料確保にも努めております。

また，エネルギーの安定供給を確保しながら，2050年時点で国内外の事業から排出されるCO<sub>2</sub>を実質ゼロとする J E R A ゼロエミッション2050に向けた取り組みを進めております。

具体的には，燃料アンモニアの製造や調達，輸送に向けた協業の検討を進めるなどサプライチェーン構築にも取り組むとともに，再生可能エネルギーの拡大に向けて，英国の b p と共同で，世界最大級の洋上風力発電事業会社である J E R A Nex b p を設立しました。

(注2) J E R A ゼロエミッション2050は，脱炭素技術の着実な進展と経済合理性，政策との整合性を前提としております。

J E R A は，引き続き，自ら脱炭素技術の開発を進め，経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



J E R A ゼロエミッション2050の詳細やその達成に向けた取り組みにつきましては，以下をご参照ください。

<https://www.jera.co.jp/corporate/about/zeroemission>

## (2) 対処すべき課題

はじめに、浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案につきましては、現在も独立した外部専門家のみで構成される調査委員会による調査が継続しておりますが、ステークホルダーのみならず再び信頼される企業へと生まれ変わるため、先行して改善すべき事項として、「意識・行動の変革」、「組織・組織風土の変革」、「ルール・仕組みの強化」を柱とする取り組みを着実に進めております。

今後、調査委員会による調査結果も踏まえ、このような不適切事案を二度と生じさせることがないよう、さらなる改善策・対応策を検討・立案し、全社を挙げて取り組んでまいります。

(不適切事案への対応状況等につきましては、招集通知2頁をご参照ください。)

中部電力グループは、経営ビジョン2.0において、2030年度連結経常利益の2,500億円以上への拡大とバランスの取れた事業ポートフォリオの構築を掲げてまいりました。2025年度は、その実現に向けて策定した中期経営計画の最終年度であり、中期経営目標として掲げた「連結経常利益2,000億円以上、ROIC3.2%以上」を達成いたしました。

2026年4月には、「中部電力グループ 新中期経営計画の骨子」を公表いたしました。新たな中期経営計画につきましては、調査委員会による調査結果を踏まえ、必要な事項を反映のうえ公表いたします。

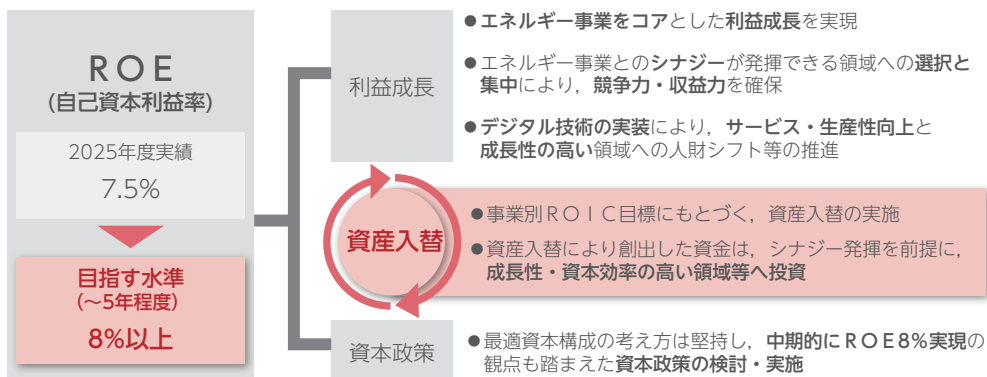
「中部電力グループ 新中期経営計画の骨子」につきましては、以下をご参照ください。

[https://www.chuden.co.jp/corporate/cor\\_policy/management/](https://www.chuden.co.jp/corporate/cor_policy/management/)

### 【中部電力グループ 新中期経営計画の骨子（概要）】

#### <資本効率向上に向けた基本的な考え方>

ROE向上に向け、エネルギー事業をコアに利益成長を達成する事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。その実現に向け、ROIC等にもとづく資産入替や事業ポートフォリオ構築に向けた成長投資、資本政策等の検討を進めてまいります。



## <目指す姿と成長戦略の方向性>

### お客さまニーズや社会課題へのお応え

エネルギー事業をコアに、シナジー事業を掛け合わせ、  
人財・機能・データ連携でバリューチェーンを強靱化

成長戦略の柱

需要造成・安定供給

グループ経営の深化

低・脱炭素価値提供

シナジー事業の展開

基盤強化による  
強みの磨きこみ

強み

- ☆ 中部地域に根差し築いた顧客基盤，ブランド力，面的拠点
- ☆ お客さまへの電化・省エネ提案（ソリューション），燃料トレーディングによる柔軟性・経済性追求，インフラ運営ノウハウ，脱炭素や安定供給の知見や経験等を有する人財
- ☆ 発販分離やシナジー発揮等に挑戦し続ける開拓者精神

エネルギー事業を中心に，AI等の先端技術の実装により，業務変革（生産性向上）と事業・サービスの高度化を推進

## <新たな株主還元方針の方向性>

自己資本比率30%半ば～後半を目安とした最適資本構成の考え方は堅持し，中期的にROE8%実現の観点も踏まえた資本政策を検討・実施してまいります。

これまで（2025）

新中期経営計画の方向性（～5年程度）

配当

- ・ 安定的な配当の継続を基本としながら，利益の成長を踏まえた還元へ努め，連結配当性向30%以上を目指す

- ・ 現行の配当水準（70円）を下限に，短期業績に左右されず，利益伸長に応じた段階的な増配を実現する方針を整理
- ・ 資本コストや株価を意識した経営の観点や，資本市場のみならずとの対話等を踏まえ，中期的に実現すべき配当水準を検討のうえ新中期経営計画で提示

最適資本等

- ・ 脱炭素や新成長領域等への投資等の事業リスクに備える必要資本およびWACC低減や資金調達に必要な格付維持の観点を踏まえ，自己資本比率は30%半ば～後半を目安

- ・ 従来の最適資本構成の考え方は堅持し，中期的にROE8%を達成する観点で，安全・安定供給に関わる投資は着実に実施したうえで成長投資とのバランスを踏まえ，自己株取得の実施余地や時期・規模の考え方を整理し，新中期経営計画で提示

脱炭素化に伴うエネルギー需給構造の転換によりGXやDXが進展しており、中長期的な電力需要の見通しも増加傾向に変化しております。また、中東情勢の影響などにより、燃料の安定的な確保への懸念や燃料価格の不確実性が高まっております。

このような中、中部電力グループは、「S（安全性の確保）+ 3E（エネルギー安定供給・経済効率性・環境適合性）」の実現に向けた設備形成や燃料調達などを適切に行うとともに、これに資するエネルギー政策や電気事業制度に関する提言を行ってまいります。

### 【S+3Eの実現に向けた取り組み】

中部電力グループは、特定の電源に依存せず、多様かつバランスの取れた電源構成が重要であるとの考えにもとづき、エネルギー安全保障に寄与し脱炭素効果の高い再生可能エネルギーや原子力発電の最大限の活用などに取り組んでまいります。

供給力・調整力として重要な役割を担う火力発電につきましては、その担い手であるJERAにおいて、短期的には、中東情勢の影響などを踏まえ、政府の方針にもとづいた石炭火力の活用や設備の確実な運用、トレーディングも活用した燃料の安定的な確保に取り組んでまいります。中長期的には、安定供給と低炭素化の両立に資するLNG火力発電の活用等に取り組むとともに、長期安定的な燃料の確保に努めてまいります。また、JERAゼロエミッション2050のもと、非効率石炭火力の停廃止や水素・アンモニアのサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求など、着実な脱炭素化にも取り組んでまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた320万kW（80億kWh）以上」の拡大を目指し、投資環境・制度動向を見極めながら開発に取り組むとともに、グループ会社による太陽光発電設備の保守・施工などを進めてまいります。

さらに、中長期的な電力需要の見通しが増加傾向にある中、経済合理的な設備形成やウェルカムゾーンの公表を通じた大規模需要の適地誘導等のより良い連系サービスの提供に取り組むとともに、系統の次世代化も進めてまいります。加えて、太陽光発電をはじめとした自然変動電源の予測精度向上、他の一般送配電事業者と連携した広域的な需給運用の拡大などにより、中部エリアに加え全国の安定供給の維持に寄与してまいります。



## 【エネルギー領域の成長に向けた取り組み】

当社は、DXやAX（AIトランスフォーメーション）を推進する中核組織として、2026年4月にデジタル変革推進本部を設置いたしました。同本部のもと、先端技術の実装などを通じて生産性向上やビジネスモデル変革を進め、グループ全体の収益力の向上を目指してまいります。

また、産業集積地である中部エリアの特性を踏まえ、産業プロセスの電化や地域産業のDX化に資するソリューションを提供し、電力需要の拡大につながる取り組みを推進してまいります。

さらに、DER（分散型エネルギー資源）を活用した高度なエネルギーマネジメントを実現し、最適なエネルギー利用と多様な価値の創出を進めてまいります。

## 【エネルギー事業とのシナジーが見込まれる領域の取り組み】

中部電力グループは、DXやAXを推進し、事業活動で得られた情報やデータの連携・利活用を進めるとともに、エネルギー事業とのシナジーが見込まれる領域で事業を展開し、新たな価値を創出してまいります。

2026年4月には、社内外との連携・協業を加速し、サーキュラーエコノミーの実現に貢献する事業・サービスを機動的に展開するため、マルチユーティリティ本部を設置いたしました。同本部のもと、上下水道・資源循環事業などに取り組み、社会課題の解決に貢献してまいります。

また、不動産事業につきましては、不動産事業本部が中心となり、エネルギーに加え、社会課題の解決に資する事業とのシナジーを発揮できるよう、グループ一体となってまちづくりを推進してまいります。

中部電力グループは、脱炭素社会の実現、社会課題の解決、大規模災害時における事業継続やサイバーセキュリティの高度化など、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を踏まえた事業経営を深化させることで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンス経営を徹底するとともに、企業の社会的責任（CSR）を果たすことで、ステークホルダーのみなさまとともに、社会の持続的な発展（サステナビリティ）に貢献してまいります。

中部電力グループのCSR・サステナビリティの取り組みにつきましては、以下をご参照ください。  
<https://www.chuden.co.jp/csr/>

### (3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	344億円
パ ワー グ リ ッ ド	2,263億円
そ の 他	778億円
内 部 取 引 消 去	△107億円
合 計	3,279億円

#### 建設中の主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
新 設	北四日市変電所	135万kVA
新 設	下伊那変電所	60万kVA
増 設	東栄変電所	220万kVA ※このうち150万kVA2024年度完成済
増 設	静岡変電所	100万kVA
増 設	東清水変電所 周波数変換装置	60万kW

### (4) 資金調達の状況

#### ① 社 債

発行額 907億円  
償還額 1,200億円

#### ③ コマーシャル・ペーパー

発行額 —  
償還額 —

#### ② 借入金

借入額 7,950億円  
(うち子会社の借入額2,874億円)  
返済額 6,212億円  
(うち子会社の返済額2,602億円)

### (5) 事業の譲渡，合併等企業再編行為等

特記すべき事項はありません。

### (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度	第 101 期 2024年度	第 102 期 2025年度
売 上 高 ( 営 業 収 益 )	39,866億円	36,104億円	36,692億円	35,460億円
経常利益または経常損失 (△)	651億円	5,092億円	2,764億円	2,910億円
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△)	382億円	4,031億円	2,020億円	2,277億円
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	50.56円	533.17円	267.41円	301.57円
総 資 産	64,551億円	71,086億円	71,248億円	76,527億円

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	4,000百万円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	7,600百万円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・ 運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
CEPO半田バイオマス発電株式会社	499百万円	90.0%	バイオマス発電事業
ダイヤモンドパワー株式会社	120百万円	100.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	40,000百万円	100.0%	一般送配電事業等
中部精機株式会社	68百万円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
中電配電サポート株式会社	30百万円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・ 用地業務等
株式会社エスコン	16,519百万円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業
株式会社シートック	720百万円	100.0%	送電線・変電所・水力発電所等の工事および 電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	240百万円	80.0%	火力・原子力発電所の保守工事
株式会社テクノ中部	120百万円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および 環境関連事業
中電不動産株式会社	100百万円	100.0%	不動産の販売・賃貸および管理
株式会社中電オートリース	100百万円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の 販売
株式会社中電シーティーアイ	100百万円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの 開発および保守
株式会社ピカソ	90百万円	100.0%	不動産の賃貸事業
中電クラブス株式会社	25百万円	100.0%	広告、防犯カメラ、損害保険代理およびリース
株式会社ジェネックス	25百万円	100.0%	太陽光発電所の開発・運営・保守管理等
株式会社四条大宮ビル	6百万円	100.0%	不動産の賃貸事業
株式会社芝リアルエステート	5百万円	100.0%	不動産の販売・賃貸事業

(注) 1 株式会社日本エスコンは、2025年7月1日付で、株式会社エスコンに社名を変更いたしました。

2 株式会社芝リアルエステートは、2025年4月1日付で、当社の子会社である株式会社日本エスコン（現株式会社エスコン）が同社株式の100%を取得し、当社の子会社となりましたので、同社を重要な子会社に追加して記載いたしました。

3 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### ① 経済産業大臣からの電気事業法にもとづく報告徴収の受領

当社は、「浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事における不適切な調達手続」について、2025年11月27日および2026年1月9日に、経済産業大臣から、電気事業法にもとづく報告徴収を受領し、それぞれ2025年12月24日および2026年3月31日に、報告徴収に対する報告を行いました。

### ② 経済産業大臣からの電気事業法にもとづく報告徴収の受領

当社は、「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案(以下「本事案」)」について、2026年1月5日に、経済産業大臣から、電気事業法にもとづく報告徴収を受領し、同年3月31日に、当該報告徴収に対する報告を行いました。

### ③ 原子力規制委員会からの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律にもとづく報告徴収の受領

当社は、本事案について事実関係および原因等の詳細な調査を行うためとして、2026年1月14日に、原子力規制委員会から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律にもとづく報告徴収を受領し、同年3月31日に、当該報告徴収に対する報告を行いました。

## 2 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数

11億9,000万株

発行済株式の総数

7億5,800万株

### (2) 株主数

240,396名

### (3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	102,971千株	13.6%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	41,005千株	5.4%
明治安田生命保険相互会社	35,516千株	4.7%
中部電力自社株投資会	16,394千株	2.2%
日本生命保険相互会社	16,393千株	2.2%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	13,980千株	1.8%
J P モルガン証券株式会社	11,004千株	1.5%
J P MORGAN CHASE BANK 385781	10,705千株	1.4%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	10,312千株	1.4%
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	9,615千株	1.3%

(注) 出資比率は、自己株式（147万9,980株）を控除して計算しております。

### (4) 職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

〔取締役（監査等委員である取締役を含む。）に交付した株式の区分別合計〕

	株式数	交付対象者数
社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）	51,048株	7名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1,476株	4名
監査等委員である取締役	3,566株	5名

(注) 上記は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員に対する株式報酬制度である「株式給付信託(BBT)」制度と「譲渡制限付株式給付信託(BBT-RS)」制度にもとづき取締役および取締役であった者に交付されたものです。なお、記載の株式数には、当事業年度に「株式給付信託(BBT)」制度から「譲渡制限付株式給付信託(BBT-RS)」制度へ移行したことに伴い、旧制度において給付・累積されていたポイントを譲渡制限付株式として交付した分も含まれております。また、ポイントを給付した当時の区分で整理しています。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の氏名等

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況
勝野 哲	代表取締役会長 一般社団法人中部経済連合会会長 中部日本放送株式会社社外監査役
林 欣吾	代表取締役社長 CEO 社長執行役員
鍋田 和宏	取締役 経営戦略本部長 副社長執行役員 CIO
速水 敏浩	代表取締役 経営管理部，調達部，事業基盤支援部統括 専務執行役員 CFO
橋本 孝之	社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員
嶋尾 正	社外取締役 大同特殊鋼株式会社相談役 名古屋商工会議所会頭
栗原 美津枝	社外取締役 株式会社価値総合研究所取締役会長 住友林業株式会社社外取締役 株式会社みずほ銀行社外取締役監査等委員
加藤 治彦	社外取締役 ニチコン株式会社社外取締役 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役監査等委員
古田 真二	取締役常任監査等委員（常勤） 愛知電機株式会社社外監査役
岡 俊彦	取締役監査等委員（常勤）
中川 清明	社外取締役監査等委員 弁護士
村瀬 桃子	社外取締役監査等委員 弁護士 笹徳印刷株式会社社外取締役監査等委員 株式会社コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員
山形 光正	社外取締役監査等委員 トヨタ自動車株式会社水素ファクトリーPresident Commercial Japan Partnership Technologies取締役 トヨタホーム株式会社社外取締役

(注) 1 2026年4月1日付で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	地位	担当
鍋田和宏	取締役 副社長執行役員	経営戦略本部長

- 2 栗原美津枝氏は、2026年3月31日付で株式会社価値総合研究所取締役会長を辞任しております。
- 3 古田真二氏は、当社の専務執行役員としてマネジメントサービス本部長などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社監査等委員会は、監査等委員である取締役による経営会議等の重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の聴取、事業場への往査、内部監査部門との連携等を日常的に行うことにより情報収集の充実を図り、当該情報を監査等委員である取締役全員で共有することを通じて、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準（26頁参照）を定めております。社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 6 社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 7 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員との間で締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用については補償対象外とするとともに、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。
- 8 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者および社外派遣役員であり、保険料は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が全額を負担しております。
- 9 2025年6月26日付で、澤柳友之氏は監査等委員である取締役を辞任しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ①「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2026年2月2日開催の第1045回取締役会におきまして、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」(以下、(2)において「決定方針」といいます。)を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

#### 【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

##### 1 基本方針(報酬の構成内容・水準、全般的な手続き)

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与(短期インセンティブ報酬)および株式報酬(中長期インセンティブ報酬)で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることおよび当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高める必要性を踏まえ、その報酬は月例報酬および株式報酬(中長期インセンティブ報酬)で構成する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の内報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

##### 2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

##### 3 業績連動賞与(短期インセンティブ報酬)に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益(燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。)を指標とする。

なお、上記指標に加え、重点施策の取り組み状況および成果とともに、会長および社長の業績連動賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

##### 4 株式報酬(中長期インセンティブ報酬)に関する方針

取締役(社外取締役を除く。)の株式報酬は、当社グループの中長期的な業績と企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび業績に連動する業績連動ポイントで構成する。

社外取締役の株式報酬は、その職責に鑑み、役位固定ポイントのみで構成する。

これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合い、および中長期的な重点施策の成果を踏まえ確定する。

本株式報酬は、在任中であっても、毎事業年度ごとに付与した役位固定ポイントの一定割合を、また4事業年度ごとに確定した業績連動ポイントの一定割合を、それぞれ1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給できることとする。なお、在任中に支給する当該株式には、支給日から退任日以降の別に定める日までの間、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分に係る制限（以下「本譲渡制限」という。）を付すものとする。

また、本譲渡制限を解除する日以後に、残存保有ポイントに応じた金銭の支給を行う。

取締役等に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、ポイントについてはポイントである間、株式については本譲渡制限を解除する日までの間、付与済みのポイントの一部または全部の没収や支給済みの株式の一部または全部の無償取得を行うことができることとする。

## 5 報酬の構成割合に関する方針

### (1) 取締役（社外取締役を除く。）

上場他企業の平均的な水準を踏まえ、経営目標達成時において、以下のとおりとする。

	月例報酬	業績連動賞与	株式報酬
執行役員を兼務する取締役	50%程度	25%程度	25%程度
執行役員を兼務しない取締役	60%程度	20%程度	20%程度

### (2) 社外取締役

その職責に鑑み、以下のとおりとする。

	月例報酬	株式報酬
社外取締役	90%程度	10%程度

## 6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬（月例報酬、業績連動賞与、株式報酬）に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

## 7 クローバック

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、支給済みの業績連動賞与および株式報酬の一部または全部の返還（クローバック）を当該取締役に請求できることとする。

## 8 取締役の自社株保有ガイドライン

取締役（社外取締役を除く。）は、役位就任後3年以内に、以下に定める目標に相当する当社株式を保有するよう努めることとする。

取締役（会長、社長）	月例報酬の年額の1.5倍以上
上記以外の取締役（社外取締役を除く。）	月例報酬の年額の1.0倍以上

## ②「監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2025年5月27日開催の第19回監査等委員会におきまして、監査等委員である取締役の協議により、「監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」を以下のとおり決定しております。

### 【監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待されていることおよび当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高める必要性を踏まえ、監査等委員である取締役の個人別の報酬は月例報酬および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

#### 1 月例報酬に関する方針

月例報酬は、固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

#### 2 株式報酬に関する方針

株式報酬は、その職責に鑑み、役位に応じて定まる役位固定ポイントのみで構成する。なお、この固定ポイントは、事業年度ごとに付与する。

本株式報酬は、在任中であっても、付与された固定ポイントの一定割合を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給できることとする。なお、在任中に支給する当該株式には、支給日から退任日以降の別に定める日までの間、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分に係る制限（以下「本譲渡制限」という。）を付するものとする。

また、本譲渡制限を解除する日以後に、残存保有ポイントに応じた金銭の支給を行う。

監査等委員である取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、監査等委員である取締役の協議に基づき、ポイントについてはポイントである間、株式については本譲渡制限を解除する日までの間、付与済みのポイントの一部または全部の没収や支給済みの株式の一部または全部の無償取得を行うことができることとする。

#### 3 報酬の構成割合に関する方針

その職責に鑑み、以下のとおりとする。

	月例報酬	株式報酬
監査等委員である取締役	90%程度	10%程度

#### 4 監査等委員である取締役の個人別の報酬の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬に関する事項の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

#### 5 クローバック

監査等委員である取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、監査等委員である取締役の協議に基づき、支給済みの株式報酬の一部または全部の返還（クローバック）を当該監査等委員である取締役に請求できることとする。

### ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額8億円 (うち社外取締役分は1億2,000万円)	2024年 6月26日	8名 (うち社外取締役4名)
	株式報酬	[2022~2025年度] 7億1,500万円 ポイントの上限に相当する株式数63万5,000株 (うち社外取締役分は2024~2025年度に2,000万円 2024~2025年度に付与されるポイントの 上限に相当する株式数2万株)	2024年 6月26日	8名 (うち社外取締役4名)
[2026年度以降] 4事業年度ごとに9億円 4事業年度ごとに付与されるポイントの 上限に相当する株式数80万株 (うち社外取締役分は4事業年度ごとに4,000万円 4事業年度ごとに付与されるポイントの 上限に相当する株式数4万株)				
監査等委員である取締役	金銭報酬 (月例報酬)	年額2億2,000万円	2024年 6月26日	5名
	株式報酬	[2024~2025年度] 4,000万円 ポイントの上限に相当する株式数4万株	2024年 6月26日	5名
[2026年度以降] 4事業年度ごとに8,000万円 4事業年度ごとに付与されるポイントの 上限に相当する株式数8万株				

### ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額(月例報酬、業績連動賞与および株式報酬)の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、社長、その他の代表取締役、常任監査等委員などで構成する人事会議ならびに社長および社長が指名する独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)を構成員とする指名・報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしており、また、同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続を経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数]

人事会議	指名・報酬等検討会議
11回	11回

### ⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		月例報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	404	267	63	74	10
監査等委員である 取締役	134	124	—	9	6
うち社外取締役	116	109	—	7	8

- (注) 1 上記の報酬の額には、第101期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名および監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名含む。）に対する報酬の額が含まれております。
- 2 上記の業績連動賞与の対象となる員数は4名、株式報酬の対象となる員数は15名であります。
- 3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいいます。以下、[⑤]において同じ。）を指標としております。その目標は2,100億円（2025年4月の業績見通し値）であり、2025年度の実績は2,840億円程度であります。上記指標に加えて、当社の重点施策である戦略的投資領域の取り組みの評価およびESGに関する評価とともに、会長および社長においては、連結当期純利益を、その他の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定しております。
- 4 株式報酬は、中長期的な業績と企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび業績に連動する業績連動ポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績連動ポイントは、4事業年度ごとに確定することとしており、具体的には、経営目標である2025年度終了時の連結経常利益、当社の中長期的な重点施策であるCO<sub>2</sub>排出量（GXリーグに登録した2025年度目標）の達成度合いおよび株主目線での中長期的な企業価値向上へのインセンティブを機能させる観点から選定した経営目標期間のTSR（株主総利回り）の評価を踏まえ、2026年9月に確定することとしております（上記の各指標において一定水準に達していない場合、当該指標に係る業績連動ポイントは「0」となります。）。上記表の株式報酬の額は、2025年度の役位固定ポイントおよび2026年3月時点における上記の各指標の見通しをもとに算定した業績連動ポイントに応じた費用計上額であります。また、2025年度においては、上記表の株式報酬の額に加えて、2022年度から2024年度までの各事業年度において暫定的に付与した業績連動ポイントと、2026年3月時点における上記の各指標の見通しをもとに算定した各事業年度の業績連動ポイントとの差分に応じた費用の合計額（▲18百万円）も計上しております。対象となる役員（取締役（監査等委員である取締役を除く。））であり、社外取締役は含まれません。）の員数は各事業年度いずれも5名であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員 である取締役を 除く。)	橋本孝之	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した14回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	嶋尾正	当事業年度に開催した18回の取締役会のうち17回に出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した14回の指名・報酬等検討会議のうち13回に出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	栗原美津枝	当事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した14回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	加藤治彦	当事業年度中、2025年6月26日就任後に開催した15回の取締役会のすべてに出席し、主に財務、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度中、2025年6月26日就任後に開催した11回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
監査等委員 である社外 取締役	中川清明	当事業年度に開催した18回の取締役会、17回の監査等委員会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した14回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	村瀬桃子	当事業年度に開催した18回の取締役会、17回の監査等委員会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。
	山形光正	当事業年度に開催した18回の取締役会のうち17回、17回の監査等委員会のうち16回に出席し、主に環境に資する技術分野の見地から発言を行っております。

(注) 「1 企業集団の現況に関する事項」の「(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の経済産業大臣からの電気事業法にもとづく報告徴収の受領に係る件などにつきましては、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の各氏は、取締役会または監査等委員会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

## 4 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,357,982</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,161,960</b>
電気事業固定資産	2,409,245	社 債	696,711
水力発電設備	300,316	長期借入金	1,971,402
原子力発電設備	82,486	未払廃炉拠出金	216,693
送電設備	553,989	原子力発電所運転終了関連損失引当金	4,276
変電設備	425,661	退職給付に係る負債	95,051
配電設備	862,630	その他の固定負債	177,824
業務設備	162,408	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,276,662</b>
その他の電気事業固定資産	21,751	1年以内に期限到来の固定負債	303,881
その他の固定資産	396,510	短期借入金	266,840
固定資産仮勘定	594,696	支払手形及び買掛金	253,823
建設仮勘定及び除却仮勘定	500,698	未払税金	69,001
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	93,997	その他の流動負債	383,114
核 燃 料	205,942	<b>引 当 金</b>	<b>1,270</b>
装 荷 核 燃 料	40,040	渇水準備引当金	1,270
加工中等核燃料	165,902	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,439,893</b>
投資その他の資産	2,751,588	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,579,571</b>
長期投資	269,608	資 本 金	430,777
関係会社長期投資	2,251,363	資 本 剰 余 金	64,585
退職給付に係る資産	46,608	利 益 剰 余 金	2,088,239
繰延税金資産	144,537	自 己 株 式	△ 4,031
その他の投資等	41,670	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>558,687</b>
貸倒引当金（貸方）	△ 2,199	その他有価証券評価差額金	11,941
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,294,717</b>	繰延ヘッジ損益	122,258
現金及び預金	336,686	為替換算調整勘定	380,574
受取手形、売掛金及び契約資産	273,993	退職給付に係る調整累計額	43,913
棚卸資産	323,557	<b>非支配株主持分</b>	<b>74,547</b>
その他の流動資産	364,696	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,212,806</b>
貸倒引当金（貸方）	△ 4,216	<b>合 計</b>	<b>7,652,700</b>
<b>合 計</b>	<b>7,652,700</b>	<b>合 計</b>	<b>7,652,700</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
<b>営業費用</b>	<b>3,315,998</b>	<b>営業収益</b>	<b>3,546,041</b>
電気事業営業費用	2,804,810	電気事業営業収益	2,984,523
その他事業営業費用	511,188	その他事業営業収益	561,518
<b>営業利益</b>	<b>(230,042)</b>		
<b>営業外費用</b>	<b>48,156</b>	<b>営業外収益</b>	<b>109,185</b>
支払利息	31,108	受取配当金	1,126
その他の営業外費用	17,047	受取利息	1,416
		持分法による投資利益	94,702
		その他の営業外収益	11,940
<b>当期経常費用合計</b>	<b>3,364,154</b>	<b>当期経常収益合計</b>	<b>3,655,227</b>
<b>当期経常利益</b>	<b>291,072</b>		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 740		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 740		
<b>特別損失</b>	<b>16,057</b>		
減損損失	16,057		
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>275,755</b>		
<b>法人税等</b>	<b>40,905</b>		
法人税等	61,062		
法人税等調整額	△ 20,157		
<b>当期純利益</b>	<b>234,849</b>		
非支配株主に帰属する当期純利益	7,054		
親会社株主に帰属する当期純利益	227,795		

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

中部電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 福田 真也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 淳一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案については、独立した外部専門家のみで構成される調査委員会において事実関係および原因の調査、再発防止策の検討等が行われております。監査等委員会として、今後、原因究明や再発防止策の策定の取組み状況を注視してまいります。

また、事業報告記載の、浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事における不適切な調達手続については、監査等委員会として、今後、再発防止に向けた取組み状況を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

中部電力株式会社 監査等委員会

常任監査等委員（常勤） 古 田 真 二 ㊟

監査等委員（常勤） 岡 俊 彦 ㊟

監査等委員 中 川 清 明 ㊟

監査等委員 村 瀬 桃 子 ㊟

監査等委員 山 形 光 正 ㊟

(注) 監査等委員中川清明、村瀬桃子および山形光正は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内

場所

名古屋市東区東桜二丁目 6 番 30 号

ひがしざくら  
**東桜会館**



交通

- A** 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1番出口から徒歩約5分
- B** 地下鉄 桜通線『高岳駅』下車 3番出口から徒歩約5分

粗品のご用意はありません。

車いすでご来場の株主さまにつきましては、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際は会場スタッフのご案内いたします。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。